額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等） **第十三条**　［略］ 2　令第一条の七第二号ロ⑷に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であって、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。次項第一号イ⑵及びロ⑴ⅱにおいて同じ。）の枚数又は単位（次号イにおいて単に「単位」という。）の総数が五十未満であること。 二　［略］ ［3～8　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等） **第十三条**　［同上］ 2　［同上］ 一　当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であって、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。次項第一号イ⑵及びロ⑴ⅱにおいて同じ。）の枚数又は単位（次号イにおいて単に「単位」という。）の総数が五十未満であること。 二　［同上］ ［3～8　同上］

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。 ［一・二　略］ 三　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集 ［三の二～八　略］	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一・二　同上］ 三　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集 ［三の二～八　同上］